

第46号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則改正

上記の議案を提出する。

令和5年10月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十四号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二評価基準表の部備考第一項第四号及び同表調整基準表の部採用内定の項中「3月」を「1月」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則別表第二の規定は、令和六年四月一日以後に幼稚園に入園する幼児に係る入園の申込み、選考及び承諾について適用し、同日前に幼稚園に入園する幼児に係る入園の申込み、選考及び承諾については、なお従前の例による。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年教育委員会規則第五号） 新旧対照表

改正後（案）	現行												
第一条～第十三条（略）	第一条～第十三条（略）												
付 則	新設												
(施行期日)													
1 この規則は、令和五年十一月一日から施行する。													
(経過措置)													
2 この規則による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則別表第二の規定は、令和六年四月一日以後に幼稚園に入園する幼児に係る入園の申込み、選考及び承諾について適用し、同日前に幼稚園に入園する幼児に係る入園の申込み、選考及び承諾については、なお従前の例による。	新設												
別表第1（第3条関係）（略）	別表第1（第3条関係）（略）												
別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）												
評価基準表（略）	評価基準表（略）												
備考	備考												
1 保護者の状況が上記類型のいずれかに該当する場合には、当該類型の各細目に定める基本指數を算定する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 入所申込月の1日（4月入所に係る申込みの場合は、1月1日）時点において保護者の就労実績が <u>1月</u> に満たない場合 当該保護者の基本指數を5とする。 (5) 略 2 (略)	1 保護者の状況が上記類型のいずれかに該当する場合には、当該類型の各細目に定める基本指數を算定する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 入所申込月の1日（4月入所に係る申込みの場合は、1月1日）時点において保護者の就労実績が <u>3月</u> に満たない場合 当該保護者の基本指數を5とする。 (5) 略 2 (略)												
調整基準表	調整基準表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>細目</th> <th>調整指數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>①文京区の区域内（以下「区内」という。）に</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	類型	細目	調整指數	区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>細目</th> <th>調整指數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>①文京区の区域内（以下「区内」という。）に</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	類型	細目	調整指數	区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に	4
類型	細目	調整指數											
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に	4											
類型	細目	調整指數											
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に	4											

改正後（案）			現行		
	住所を有する者である。			住所を有する者である。	
	②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務 し、又は在学する者である。	1		②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務 し、又は在学する者である。	1
新規	新規入所である。	1	新規	新規入所である。	1
生活保護	生活保護受給世帯である。	4	生活保護	生活保護受給世帯である。	4
ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調 停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によ らないで母若しくは父になった者である。 ②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が 別居中である。	3 1	ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調 停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によ らないで母若しくは父になった者である。 ②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が 別居中である。	3 1
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校 3 年生までの兄弟姉妹がいる。 ③多胎児である。	2 1 2	多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校 3 年生までの兄弟姉妹がいる。 ③多胎児である。	2 1 2
障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者又 は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規 定により愛の手帳の交付を受けた者（これら に準ずる者を含む。）である。 ②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者 で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項	2 1	障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者又 は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規 定により愛の手帳の交付を受けた者（これら に準ずる者を含む。）である。 ②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規 定により身体障害者手帳の交付を受けた者 で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項	2 1

改正後（案）			現行		
	<p>に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合</p>			<p>に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合</p>	
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1	受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1
待機	6月以上待機している。	1	待機	6月以上待機している。	1
親族	同居親族及び協力親族がない。	1	親族	同居親族及び協力親族がない。	1
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い	2	失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い	2

改正後（案）			現行		
	い。			い。	
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹ともに申し込む場合に限る。）	3	育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹ともに申し込む場合に限る。）	3
卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限る。）の終了に伴う入所申込みである。	2	卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限る。）の終了に伴う入所申込みである。	2
採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後 <u>1ヶ月</u> 未満である。	1	採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後 <u>3ヶ月</u> 未満である。	1
備考（略）			備考（略）		
別記様式第1号（第5条関係）（略）			別記様式第1号（第5条関係）（略）		
別記様式第2号（第6条関係）（略）			別記様式第2号（第6条関係）（略）		
別記様式第3号（第6条関係）（略）			別記様式第3号（第6条関係）（略）		
別記様式第4号（第10条関係）（略）			別記様式第4号（第10条関係）（略）		

改正後（案）	現行
別記様式第5号（第10条関係）（略）	別記様式第5号（第10条関係）（略）
別記様式第6条（第10条関係）（略）	別記様式第6条（第10条関係）（略）
別記様式第7条（第11条関係）（略）	別記様式第7条（第11条関係）（略）